

京 都 大 学 東 京 オ フ ィ ス 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前		改 正 後	
(前 略)		<p>附 則 この規程は、平成30年10月1日から施行する。</p>	
<p>別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)</p>		<p>別表 京都大学東京オフィス施設使用料 (消費税相当額を含む。)</p>	
施設名	使用料 (円) (1時間当たり)	施設名	使用料 (円) (1時間当たり)
大会議室 (A)	6, 4 8 0	大会議室 (A)	6, 4 8 0
大会議室 (B)	7, 2 3 6	大会議室 (B)	7, 2 3 6
		中会議室	3, 1 3 2
小会議室 (1) (2) (3)	1, 7 2 8	小会議室 (1) (2)	1, 7 2 8
小会議室 (4)	2, 4 8 4		
<p>1 1時間当たりの使用料欄の施設使用料については、この金額に当該施設使用時間数を乗じた金額とする。</p> <p>2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。</p> <p>3 複数の施設を使用する場合については、各施設の使用料を合算した金額を施設使用料とする。</p>		<p>1 上記表中の使用料は、1時間の施設使用に係る金額であり、これに当該施設使用時間数を乗じた金額を施設使用料とする。</p> <p>2 } (同 左)</p> <p>3 }</p>	